

議案第 10 号

町及び字の区域の変更について

次のとおり町及び字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

次の区域を、広沢町四丁目字請場に編入する。

町 名	字 名	地 番
広沢町間ノ島	間ノ島下河原	10 番 1、10 番 2
	間ノ島	21 番 18、21 番 41

議 案 説 明

議案第 10 号 町及び字の区域の変更について

町及び字の区域を変更するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を得ようとするものです。